

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について、御協議いただきました。

12月2日には、第1常任委員会、簡易水道事業会計特別委員会が開催され、それぞれ付託議案の審査を行っていただきました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例
について

○議長（杉山広充君） 日程第1、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 複数の課にまたがる課題について、例えば移住定住などのどのような形で連携を図っていくのかを教えてください。

それから、行政機構全体を通じての情報共有が十分できていないのではないかという懸念にはどのように答えるのか教えてください。

それから、同一ないし同種の事務を複数の課で担う場合には、最終的に責任を負う部署並びに総合調整を図る役割を担う部署をどのように定めるのかをどうしてお考えか教えてください。お願いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、一つ目の複数の課にまたがる課題についてといった御質疑にお答えいたします。

御質疑のとおり、組織改編後におきましても複数の課にまたがる課題というものは発生いたします。御質疑にありました移住定住につきましては、まず、経営戦略課が移住者との窓口となり対応してまいります。移住されてからの生活に必要な手続についてワンストップの窓口となり、全ての手続、相談の対応を経営戦略課が庁内関係課と調整を行い各課との連携を図ってまいります。

二つ目の、行政機構全体を通じての情報共有の御質疑にお答えします。この問題は、今回の組織改編に直接関係するものではございませんが、情報共有は重要なことと認識をしておりますのでお答えしてまいります。

これまでも複数の課が関係する課題に対して、縦割りではなく課を横断する形でプロジェクトチームを編成して対応してまいりました。例えば重要課題でありますデジタル化ではデジタル推進リーダー会議、また、情報発信における広報戦略会議などであります。各課から委員を選出し、組織全体への浸透を図っているところであります。今後もこうした情報共有に努めてまいります。

3番目の最終的な責任を負う部署、また、総合調整を図る役割といった御質疑にお答えします。

今回の組織改編では、責任の明確化を図ることが目的の一つであります。そのため、これまで責任の所在が曖昧だった部分の改編を行います。総合調整が必要な事業につきましては、これまでどおり総務課が対応し調整していきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 観光商工課の分掌事務の内（3）商工振興に関する事、（4）企業支援に関する事は産業振興課、旧農林課に移管された後、各受付は本庁になり、総合支所では受付ができなくなるのでしょうか。伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 今回の組織改編では、組織内の命令系統を一本化し効率的な事務の執行を目的としており、現在、総合支所内に設置している支所管理局を廃止し、各課の直属の命令系統、また、責任の所在を明らかにするというものであります。

しかし、書類の提出窓口を総合支所内で閉鎖するというものではございません。

ただし、商工業振興、企業支援に関する御相談といったものは、本庁舎までお越しいただきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） では、支所のどこが商工関連の受付を担当するのですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） そういった総合的な書類の受付につきましては、総務課の直属のものとしまして、総合支所内に設置してまいります。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） このいただきました資料の中では、総合支所の窓口は税務住民課の位置づけですが、商工関連についても対応、受付ということで理解してよろしいですね。町民の方が理解できるかなというところがありましたけれども。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） お示しした組織のものにつきましては、確かに税務住民課のほうで窓口対応というようなことでお示ししました。これにつきましては、現在の窓口業務であります住民票の交付ですか、そういったものの対応ということ想定して記載しておりましたので、今後4月までにしっかりとした住民の皆様へのお知らせをしまいたいと思います。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑が3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 提案されている議案を文字どおりに読むと、学校再編は結局のところ子供たちに行き届いた教育を受けさせるための人員配置を削減することが目的だったのではないかと思えるのですが、違いますか。伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、決してそうした目的ではないことを述べさせていただきます。今回の定数条例の内容につきましては、提案理由でも説明しましたとおり、教育委員会に関連する区分や定数についての一部改正であります。これは統合し廃校となる2小学校の様々な業務を行っていただいている職員を削減するとともに、業務が多様化する中で、教育機関である出先機関を含め、柔軟に業務分担を行うためにこの区分を改めるというものであります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場から討論を行います。

本案は現在町内に六つある小中学校を最終的には二つの義務教育学校に再編する計画の一環として、来年度から旧中川根側の3小学校を1校に集約するのに伴って廃校となる二つの小学校に配置されていた町職員の定数を2名削減とするものです。確かに学校数が削減されればそこに配置される職員も削減されるのが当然のことかもしれませんが、町の正規職員は2名削減でも恐らくは会計年度任用職員を削減する考えではないでしょうか。

さらに重大なのは、県から派遣されている教諭などについては半分以下になるのではないかと思います。既に、学校再編のための工事に係る設計変更のための補正予算案や町立学校設置条例の一部改正案が審議された際にも指摘したところですが、ユネスコやOECDなど複数の国際機関が日本における教育環境は高度に競争的であり、どの子にも行き届いた教育

を行う上で改善が求められる、あるいは、学級定員があまりにも多く、教員の過重負担となっているといった趣旨の指摘や勧告を繰り返しています。

その中で当町の学級定員に限れば十分このような勧告に応える状況で、せっかく少人数学級が実現されているものを、たとえ一部の町民から統廃合を求める声が強く上がっていたからと言って、それをアンケートも取らず委員会の結論だけで、これまで町が言い続けた「教師はまちの財産」と説明してきた方針を捨てて、3小学校を一つにするということで、クラスの生徒数が増えてどのような大変さがあるかも分からないときに、機械的に教師を支える町職員を減らすことは納得できません。

結局のところ、教育に携わる人的資源の配置を大幅に圧縮し、それに伴って教育につき込む予算も削減することが目的だったのではと思われても仕方のないことです。教育関係の雇用を減らすことは地域の経済や活力などにも大きなマイナスになるのは火を見るよりも明らかです。本議案が示す職員定数の削減は認められないことを明らかにして、本案に対する私の反対討論とします。

以上。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 本条例の一部を改正する条例については、賛成の立場として討論いたします。

国、県の学校設置の規定に沿ったもので、本条例は、条例内の第4項と第5項を合わせた区分を改めているところも柔軟な対応が考えられるので、本条例の改正については適正とし、賛成といたします。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 特別職の期末手当は現在幾らで、引上げは幾らになるのか伺います。特別職分の手当増額と一般職員分の手当とのバランスが取れていないのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、一つ目の特別職の期末手当の関係にお答えします。

今回の一部改正では特別職の期末手当の年間支給率を0.1月分引き上げるという改正でありまして、これによりまして、年額で5万円から7万円の引上げとなります。

続けて二つ目の関係です。バランスの関係の御質疑ですが、一般職員についても特別職と同様に年間の支給率を0.1月分引き上げるという一部改正でございますので、バランスは取れているものと考えております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町民感情としては、上げる必要がないのではないかとということも考えられるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 全て人事院勧告の基において、また夏に下げるといって、これはずっと変わらないことでして、町民の皆さんが高い安い、いろいろな思いがあろうとも思うんですけども、私のことを特別職だから言わせてもらいますけれども、報酬だけでやっているわけではない、自分の思いというのは、高い安いかと言えば、どっちかと言われればどっちにしようと思うくらいのこと、基本どうあるべきかを考えながら、この報酬をいただいて仕事をすることだけですので、その辺だけ御理解いただきたい。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。ただいま議題となっております議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場から討論を行います。

本条例は、正副町長並びに教育長の期末手当を年間0.1か月分増額するというものです。

提案理由の中で、町長は国の人事院勧告に準じて当町においても同様の改定を行うと説明

していますが、人事院勧告は決して一般の労働者の2倍以上ある首長の報酬の引上げを考えて示したのではないはずで、むしろやるべきことは、現場で苦勞されている職員の給与を、せめて物価高騰に合わせて1割以上の引上げをするべきだと私は考えます。

現在、我が国は90年代初頭のバブル崩壊以降、経済の長い停滞が続いており、こんなことになっている最も重要な要因としては、働く者の給与をはじめとする待遇があまりにも低く抑えられたまま、GDPの半数以上を占める個人消費が伸びないという事情があるというのが、学者をはじめ企業の経営者も含めて大半の識者が共通して指摘しているところです。

この意味において、今年の人事院勧告は期末手当の0.1か月というあまりにも不十分なものと言わなければなりません。それなのに、本案による常勤の特別職に関する期末手当の改正で増えるのは三役で17万9,000円なのに対して、一般職員に係る勤勉手当の増加額は226人で186万8,000円という、一人当たり1万円にも満たない金額です。その上、若い職員や会計年度任用職員など、ただでさえ低い給与の職員では5,000円あるかも分からない、僅かな引上げしかありません。

今やらなければならないことは、このような職員の待遇を思い切って改善することは緊急を要するところと言わなければなりません。人事院が引上げを勧告したからといって、もともと給与が高い常勤特別職の期末手当の増額を図る必要性がないことは明らかだと考えます。

以上の理由から本案について、現時点において残念ながら賛成することはできないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

以上。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 私は、この案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

それこそ、今回のこの災害においても、この特別職の方々は大変な思いをしております。そういった人の上に立つ立場として非常に精神的にも大変な思いをしておる方々ですので、私はこういうこのぐらゐの給料を上げるとするのは、職員もこの後の議案にもありますが、上がってきますので、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものゐの給料等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 若手職員の給与水準を上げたということですが、十分だと考えておられますか。

この改定による職員の生活改善と町、地域の経済への波及効果をどのように見積もっておられるのかを伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、若手職員の給与水準の引上げに関する質疑にお答えします。

職員の給与改定につきましては、これまでも人事院勧告に基づき改定を行ってまいりました。若年層の職員給与についても、今回の勧告では、民間給与における初任給の動向などを踏まえ引き上げております。決して十分とは言えないかもしれませんが、民間との格差は縮小したと考えております。

続きまして、この改定による波及効果といった御質疑にお答えします。

今回の改正は人事院勧告に基づくものでありまして、民間給与との格差是背を図ることが目的であります。これによりまして、少しでも職員の生活が充実し、また、仕事に対するモチベーションの向上につながればと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第5 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する
条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 手数料の引下げによる減収の穴埋めはどのようになされるのか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑に対してお答えをいたします。

今回の改正によります減収分は、それほど過大なものにならないと考えています。

なお、マイナンバーカードの普及が進むことで、自治体が進めるデジタル化に関連した住民サービスの経費が増えることも考えられるとし、地域デジタル化の財政需要を拡充する中で、普通交付税算定の指標の一つとして、カードの交付率を用いる方向で検討するとの見解が総務省から示されており、今後その動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 北部地域にはコンビニがなく南部の方と不平等を感じるんですけども、コンビニで使えない分、窓口での利用はできれば同じ料金にすることは可能かどうか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑は、窓口手数料もこのコンビニ交付の手数料と同額にすることができないかという御質疑だと思いますけれども、今回コンビニ交付で申請者自身が端末機を操作して証明書類の交付を受ける分についてを減額するというような内容でございます。それに伴う窓口での人件費、あるいはその他の証明等にかかる経費等が削減されることから、コンビニ交付を減額することは妥当かと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町奥大井もりのくに）

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）について質疑いたします。

一つ目が、説明資料2ページ目、7項目、担当課の意見のところに「温泉施設の漏水状況は改善する必要があると考えているため、その部分を改善し、アイデアあふれるサービスの提供を得ることで収益増加を目指していくこととしたい」とあります。上記中の漏水状況の改善費用は誰が負担するのか、改善費用のおおよその見積額を伺います。

二つ目、説明資料同じく2ページ、7の「これまでにない民間企業のノウハウを活用した新たなプログラムの提供を得ることで収益黒字化を目指し、指定管理料の見直しを強く推進していきたい」、「西東石油のノウハウを活用した新たなプログラムの提供を得る」と置き換えた場合、そのプログラムの内容と実施時期はいつか伺います。

三つ目、指定管理者指定申請書27ページ「もりのくにコンセプト創り×ブランディング」で提案しているプランの改装費用やサウナ設置費用は、指定管理者負担でしょうか。

4番目、指定管理者指定申請書ページ24中「人件費の見直しと無駄な経費削減」とはどのような無駄があったのか、経費削減はどこを削減することで達成できると考えますか。

以上、四つの質問をさせていただきました。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

まず、漏水の改善費用の御質疑でございます。漏水の改善費用でございますが、改善につきましては町の予算で実施をいたします。改善費用につきましては、令和5年度当初予算で計上し、お示しさせていただきます。

次に、プログラムの内容と実施時期の御質疑でございます。

プログラムの内容は、もりのいずみ、食事・売店、もりのコテージにおいて、もう一度来たくなるコンセプト創りとブランディングづくりを掲げたプログラムでございます。実施時期につきましては4年間の中で実施をしていくわけでございますが、初年度におきましては、ホームページの開設、食事のリニューアル、サウナ事業などを実施し、運営状況を見ながら計画プランを進めていく予定でございます。

次に、改善費用の負担の御質問でございます。指定管理者が計画している事業等は基本指定管理者で負担するものでございますが、事業計画内容、実施につきましては双方協議の上、決めていきます。

次に、経費削減の御質問でございますが、広告宣伝費、衛生清掃費、消耗品費等グループ会社への委託や仕入れにより経費削減に努めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 一つ目のところの漏水の件なのですけれども、おおよそで漏水について状況を詳しく説明していただくことはできますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 漏水の修理につきましては、漏水を防ぐ防水の工事を予定しております。費用につきましては、現時点でお示しできる額の把握はまだしておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、当初予算に計上させていただいて、お示しをさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 2番、3番、4番とあるのですけれども、それをまとめて質疑させていただきます。2番目のところは、内装や店内の改装準備期間というのがあると思うのですけれども、令和5年からスタートしたときに、そういったものもあると思いますし、あともう一つ計画が実施されているのか、常に確認というのはいつの時点であるのかということですね。

そして3番目にいきまして、4年間の支出計画というものを見せていただいたのですけれども、事業費（装飾費）、それから修繕費が全体的に少ないのですけれども、これは別会計で

くくられているもの、要するに4番目のところは改装費用やサウナ設置費用というのが、その中には入っていないということなんですよね。

そして4番目は、無駄というところと経費削減というところなんですけれども、そこについてはグループ企業でということなんですけれども、4年間で川根本町に利益を還元できるようにいたしますという文がありまして、メッセージがありまして、とてもありがたいと思うのですが、利益が還元できないときの町の対応というのはどういう考えでいらっしゃるのか、そこの辺も伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） まず、最初の御質疑でございます。計画の中で5年度改装費とかそういう費用でございますが、やはり今回の計画につきましては、4年間の計画で計画をしております。初年度につきましては、やはり先ほども申し上げたとおり準備事業、それからホームページの開設、食事のリニューアル、それから前回御説明のときにサウナ事業ということでありましたサウナは、もう既に購入しているという説明もあったかと思えます。そのような中でできる事業から進めていくということでございます。あくまでもこれは4年間の計画でございますので、自分たちで計画をする中で、町と協議をしながら進めていくということでございます。

それから、二つ目の御質疑でございます。支出の計画費ということでございますが、改装費とか例えばそういう事業ですけれども、説明の中でもう一つクラウドファンディングというのが説明があったと思えます。資金についてはそういうのも活用したいということで、支出の計画の中には計上はありません。

それから、3点目の御質疑でございます。4年間利益を黒字化をして還元するという計画で現在はいます。やはり今回の申請者は、接岨峡の温泉会館も既に実施をしているわけですが、とにかく地元への貢献、それから施設を自分たちのノウハウを活用して、とにかく黒字化を出したいということで計画はしております。その実施状況については町も確認はいたしますけれども、その辺の状況を見ながら町といたしましても運営状況を見ながら確認はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 中原議員と関連はしているのですけれども、もりのくにの指定管理料だけ1,000万円になっているんですけれども、その根拠を伺います。

それから、時の栖が指定管理のときにはイルミネーション点灯など多額のお金を使って自前でイベントをやってくれていたようですけれども、西東石油でも自腹を切ってくれているのか伺います。

計画によれば、数年後には経営の黒字化を図るとしてはいますが、利益が還元されるように

なったら、全額とは言わないまでも指定管理料を段階的に減らす考えはないか伺います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

最初に指定管理料の御質疑でございますが、指定管理料は施設の形態によって異なっております。今回のもりのくにつきましては、温泉や食事施設また宿泊施設を有しており、施設規模も他指定管理施設とは異なるため、現在の指定管理料を設定しております。

二つ目の御質疑でございますが、イベント等の費用負担でございますが、指定管理者が計画するイベント等につきましては、指定管理者の負担で実施を行います。

次の、指定管理料を段階的に減らす考えはないかという御質疑でございます。指定管理料につきましては、今回、申請者から新たなプログラムを実施する中で、今後の拡大事業による収益増加を反映する形で計画を提案されております。そのような中で町といたしましては、現在の指定管理料ありきではなく、指定管理期間中の黒字額を考慮して、双方協議の上、見直しも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのく）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第64号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

て

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第64号、静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 参考までに、脱退する一部事務組合が解散する理由を説明していただきたいです。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 同組合は太田川流域の3市1町で構成する団体であります。同組合の解散については、近年におけます情報通信技術の普及により情報伝達が容易になったということ、また構成の市町におきまして防災体制の強化や連携が図られ、それぞれの市町が水防の責任を果たすことが可能になったということを知っております。それが要因であります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1点目に、夢のつり橋を除くと、災害復旧工事の経費は計上されてい

ないようですけれども、工事に着手する計画もしくは見通しはどのようになっていますか。

2点目に、沢などの堆積土砂の排除は急がないと、それほど大きな降雨ではなくても被害が出かねないのではないかと思います。どのように対処するおつもりですか。

3番目に、産地パワーアップ事業の碾茶工場機械補助に1億1,550万円となっていますが、既に元の崎平の元の加工場ですけれども機械は取り外されていて、もぬけの殻になっています。隣に大きな穴を掘っていました。元の加工所の返済は済んでいるのか、またどのような人たちがこれから運営していこうとしているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それではまず、一つ目の御質疑にお答えいたします。

まず工事の関係ですが、町道や林道につきましては、今月中に災害査定を受け事業量と事業費が確定いたします。その後に予算を要求し、速やかに復旧に向けて事務を進めていきます。

次に、堆積土砂の関係でございます。まずは、応急復旧として堆積土砂の排除を行いました。その後につきましては堆積のたびにこの作業が必要になり、落ち着くまでには数年かかるとおられます。また、復旧工事が必要な箇所につきましては、土木事務所と農林事務所を含めて協議を進めており、予算が整い次第工事を発注していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 6款1項5目茶業推進対策費の18節に関する質疑であります。

産地パワーアップ事業につきましては、その旧崎平共同製茶組合の施設を利用するものでありまして、既に建物内部の機械類については処分がされております。建物の所有権移転などの手続は完了してございます。そして、静岡オーガニック抹茶株式会社に譲渡をされているということでございます。新しい碾茶加工所の運営主体はこの同社になる、そういう事業計画で進んでおります。

なお、今回の補助事業の対象とならない部分につきましては、同社の自己資金により準備作業が進められておりまして、事業承認、補助金の交付決定の後で当該補助事業に着手するというスケジュールで進んでおるところでございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 碾茶のもととなるお茶のことですけれども、無農薬でということでしたけれども、ここの崎平の地区の方々とか生産者の方はどのような方々が取り組んでくださるのか教えてください。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 現在のところ、事業計画におきましては、まず静岡オーガニック抹茶株式会社、そちらが農業法人になりますので、直営の農場からの入荷ということがまず計画で上がっております。で、生産能力まで様々な農業者と連携してやっていくということ

でありまして、それを有機茶で供給を受ける、そういった計画でございます。

なお、今、無農薬ということでお話がありましたけれども、無農薬と有機は異なりますので、有機という形での対応になります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） そのお茶はどこから持ってくるのですか。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 碾茶工場の原料となる生葉ということでお答えをいたします。

今回の補助対象事業、予算に計上しているところにつきましては、現時点では徳山地区が中心になるのではないかとというふうに考えております。おおむね10ha程度の圃場から入荷がなされていくだろうということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 同じく議案第65号の19節、負担補助金及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億1,550万円について質疑いたします。

1番目、崎平地区に整備されている有機碾茶加工施設の事業支援に関して、町の方向性は、煎茶に加えて世界の農産物需要動向に対応した茶生産体制を拡大するとしています。お茶の生産計画は茶全体で煎茶、碾茶の割合の値と、推進体制を含めどう策定されているか伺います。

二つ目、なぜ有機碾茶加工施設の整備後に農業者アンケート、先進地視察を行うのか、その理由と目的を伺います。

3番目、当該事業が町の茶振興の手助けになると考えるか、またその根拠を伺います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） まず、当町の川根茶の生産量に関しては、現在のところ数量計画値を持ってございません。それぞれの生産者単位、その生産計画に基づいて生産を行っているというところであります。このことから、煎茶と碾茶の割合につきましては、それぞれの生産者の生産計画及び生産実績の積上げとなっているということでもあります。あくまでも結果ということになります。

今回の碾茶の部分、この部分の計画数量につきましては25tということでありまして、現在稼働中の二つの碾茶加工施設と合わせますと大体60tの生産能力になっていくと。これマックス60tということになっていきます。碾茶の場合は町内にある抹茶加工所に納品をされていくという明確なサプライチェーンがありまして、その需要先との供給計画に基づいて生産量を増加させていくというところでございます。

続いて、私の説明の仕方の話もありまして、農業者アンケートとかあるいは先進地視察についても前回の説明のときにお話をさせていただきましたけれども、この点につきましては、

この補正予算に関係した今後の町の有機碾茶栽培に関する方向性を御説明をしたというところであります。

今後においては、国が示すみどりの食料システム戦略に対応して、町の農業者の有機碾茶に関する意向を確認する、それとともに国の方向性を理解して先進地の取組を掌握して、有機農業の知識を得た上で、それぞれの農業者が自身の取組を判断していくというふうに環境を整えていくと、そういった作業に取り組んでまいりますということでもあります。

また、この事業につきましては、これまで当町の茶農家の皆さんは高品質のお茶の栽培、製造、生産を継続をしております。銘茶川根茶の産地を築いて、その後、特にその維持、保全、こちらにも努力をしております。お茶の流通販売動向が変化をしていく中で、当町においては碾茶工場2工場、そしてその碾茶の2次加工施設である抹茶工場が稼働して、碾茶の生産体制が拡大しているというところであります。

で、この動向は、世界の茶の流通販売、消費動向に対応して資本関係のあるサプライチェーンに裏づけられた流通が特徴となっております、この特徴で計画生産や茶価の安定が実現をしており、煎茶にはない価格の安定性と計画生産ができる状況にあるということでありまして、当町の茶業の振興に寄与すると考えております。

なお煎茶の生産と、この有機碾茶の生産につきましては、町内において競合するものではないかと、農業者が農業経営の中で選択をしていくものであります。伝統的な高品質の煎茶と、近年取組が拡大している有機碾茶が産地の中で両立すると、そういったことが当町の産業にとって利になる、そういうふうに考えて取り組んでいく次第であります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 2回目の質疑になりますので、まとめて。一つ目のところでお返事いただいたのが、不明で実績の積上げの結果ということのようですけれども、そういう中でも予測はできるのではないかと、ある程度、予測じゃなくて実績ベースで昨年、またはその前の年、一昨年前ぐらいの割合というのはどれくらいだったのかというのを、今お答えいただけたらありがたいです。

そして、推進体制の主体が静岡オーガニック抹茶様ということなのですが、なぜ多くの地元の農家は推進体制に参画していないのでしょうかということですね。

二つ目は、二つ目の質疑に対してですけれども、現在は碾茶2工場、碾茶工場が2か所あって、1か所また今回追加されるということと、その上、抹茶工場もこの町では川根本町には存在していて、ある程度このエリアでは進んでいるのではないかと思います。アンケートも町の方向性をつくる前に実施するべきではなかったかと、そういったみどりの食料システムの関連の交付金もまた来年あるかと思うのですが、しっかりその意向調査というのを事前にしていくことでということが、なぜされなかったかということを知りたいこと。

3番目は、既に碾茶加工工場稼働して4年目のわらやまがありますけれども、茶振興の

成功事例として考えればいいのでしょうかということと、実際有機農法、有機抹茶には多くの肥料を必要とするため、収支はあまりよくないということも聞こえてきましたけれども、そのところはどのように考えていますか。

また、そして、今後また碾茶加工場を増設する計画があれば補助金を交付するというお考えなのか、その辺を伺いたいですね。はい、そこまでです。

○議長（杉山広充君） 農林課長、鈴木浩之君。

○農林課長（鈴木浩之君） 計画性のお話の御指摘がありました。それから、アンケートが遅いのではないかと御指摘、それから、わらやまは成功事例だったのかというこの3点だと思いますけれども、実際に計画数値というのは、町全体での計画数値を示していくというのがなかなか難しいことでもありますので、経営体単位で考えているというのが実情であります。それぞれの経営体が、経営体というのは煎茶で言えば荒茶工場単位、加工場単位ということになりますけれども、その需要と供給というのは当町内だけで完結しているものでもございませんで、町外の農業者が町内で栽培をしている場合もございますし、どこに納品をしていくかといったところもその茶価、茶業情勢に左右されるところもございます。だからこそ、計画性を持っていくということが必要という御指摘だと思いますので、その点につきましては、今後お茶の振興を考えていく上で数値を積み上げていくことになろうかというふうに思います。

また、アンケートにつきましては、町の対応が若干遅いという御指摘でございます。で、今回の予算と言いますか事業計画につきましては、生産者側から要望を受け、生産者側がそれぞれの生産者あるいは自分の供給先、そういったところと協議をして、こういうふうな計画をしていこう、それを町と県と国が事業承認の手続をしていくという、その経営体単位の判断で考えております。一方で、町全体としましては、少し遅れましたけれども、令和4年5月に示された国のみどりの食料システム戦略、そういったものに呼応する形で今後の農業生産の在り方、これはお茶だけではありませんで、その他の作物も含めまして有機農業にどういうふうに取り組んでいくか、これを考えるための基礎的な調査ということになります。

また、わらやまにつきましては、それが成功かどうかということ、それが好事例かということでもありますけれども、この点につきましても今後の茶業情勢というのは恐らく目まぐるしく変化をしていきます。ですので、これを成功事例として導いていくためには、わらやまの組合、それからそれをその加工品である碾茶を抹茶として加工するSOMA、そしてその先の販売を担当する事業者、そういった方々の努力、そういったことが必要だということで、まだ始まって短い時間です。ここで成功かそうではないかというような判断は、まだできないのではないかなというふうに考えます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ただいまの三つ目に対しての質問ですけれども、煎茶と碾茶両方、両輪、両立していくという町のお考えということなのですけれども、頑張っていくという

ころでデメリットは何かと聞くというのはちょっと愚問かもしれませんが、こんなところが心配だよというところ、こういうところを強化していかなければいけないよというようなことがありましたら、そういう予測される場所ありましたら、専門的に御見解があるようですので、伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 中原議員のおっしゃっております御質問につきましては、今回補正予算に計上している内容は、静岡オーガニック抹茶株式会社に対する補助金であります。それで、先ほどからの御質問につきましては、今後の展開におきますアンケートでありますとか先進地視察、そちらの内容となっておりますので、そちらの議論につきましては別の機会とすることとさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 中原緑君の質疑が既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は10時30分。10時30分に再開をいたします。

では、休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇

◎日程第9 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 国とか県への返還金が少なからず計上されていますが、この要因をどのように考えているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

今回の補正による返還金は、いずれも事業の実績報告をした後に要因が判明したことになるものです。制度上、次年度の対応も求められることもあることから、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 台風15号による災害の本格復旧のための費用はどう見ても考えても含まれていないようですが、これについて現時点での状況と今後の見通しはどうなっているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今回の補正の概要につきましては、提案理由でも申しましたように、電気料金の高騰に伴います追加補正という形で光熱費の増額を今回補正でさせていただきますところがございます。

今、御質問のありました災害に伴う費用につきましては、議員御承知のとおり今回の補正内容には含まれてございません。台風15号によります災害復旧に係ります費用につきまして

は、11月7日第5回臨時会におきまして承認された川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）により計上させていただいたところでございます。また、現時点におきましては、災害を受けた施設全てが復旧したわけではございませんので、それぞれの施設に対応した水源地の確保など、改めて検討しながら計画的な対応が必要であり、令和5年度当初予算において災害復旧に係ります経費の一部を計画的に計上して対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(杉山広充君) 日程第13、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 電子認証システムの導入について利用が見込まれる被保険者は何人くらいおられますか。

2点目に、システム導入によって被保険者にとってどのような便益の増加が期待できるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長(森下育昭君) それでは、大竹議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の被保険者数の質疑でございます。令和3年度において、いやしの里診療所における延べ患者数が6,624人となります。その中でマイナンバーカードをどれだけの方が取得されているのかが分かりませんので、現時点においては把握できておりません。

2点目の便益の増加についての御質疑です。まず、就職、転職、引っ越しをしても変わらずに健康保険証として利用可能であるということです。また、自分の特定の健診、それから薬の状況、医療費の情報が確認できることとなります。さらに、同意をすれば、医師や薬局との間で情報を共有することができますので、わざわざ病院経由で情報を引き継いでもらう必要がございません。迅速かつ正確な診断につながることとなります。

以上です。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長(杉山広充君) お諮りします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第71号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

(第11号)

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第71号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第11号）の概要について御説明させていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万円を追加し、総額を66億2,270万円としたいものです。

現在、先般の台風15号により被災した大井川鐵道本線については、12月16日から金谷駅から家山駅間が部分開通される予定です。ただし、家山駅から千頭駅間については引き続き代行バスの運行により対応するとのことです。町としては、住民生活に欠かすことのできない交通手段を確保するため、代行バスの運行経費の一部を助成するものであります。財源は全て過疎債、ソフト事業で構成しております。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は12月19日午前9時に開会し、一般質問を行います。また、第1常任委員会、簡易水道事業会計特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決並びに本日上程された議案の質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前10時43分